

勝山市監査公表第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月19日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

勝山市監査委員 丸山 忠男

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査種別 公の施設の指定管理者監査
2. 監査対象 対象施設 北谷町コミュニティセンター
指定管理者 特定非営利活動法人きただに村
市所管課 総務課
3. 監査期間 令和6年11月11日～令和6年12月24日
4. 監査対象年度 令和4年度、令和5年度、令和6年度（一部）
5. 監査対象事項 北谷町コミュニティセンター管理業務に係る出納その他の事務
6. 監査方法 令和4年度、令和5年度及び令和6年度（一部）における指定管理に係る出納その他の事務について、関係法令、協定書等に沿って適正に執行されているかを主眼において実施した。監査に当たっては、市所管課及び指定管理者より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。
なお、今回の監査は、専門的で効果的な監査を実施するため公認会計士による専門的知識を得て実施した。
7. 指定管理の状況
施設名称 勝山市北谷町コミュニティセンター
指定管理者 特定非営利活動法人 きただに村
指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
指定管理料 令和4年度及び令和5年度 年間13,729千円
令和6年度 年間16,524千円

8. 監査結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。一部には次のとおり、注意又は改善を要するものが見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じるとともに、措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

○共通事項（市担当課、指定管理者）

【指摘事項】

1. 各年度の事業計画について

各年度の事業計画について、毎年同じ内容となっている項目が見受けられた。
計画であっても、形骸化しないよう年度毎に見直しするよう求めた。

○指定管理者（北谷町コミュニティセンター）

【指摘事項】

1. 法人の運営について

定款第 48 条において「事業報告書、活動計画書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は・・・総会の議決を経なければならない」と規定されているが、総会資料上は「事業報告」と「収支決算報告」のみ決議対象となっている。

定款の記載の通り、総会において「事業報告書、活動計画書、貸借対照表および財産目録」の承認を得ることが必要である。また、書類の名称も「活動計画書」に統一するとともに、経理規定第 35 条第 1 項の記載も「収支計算書」から「活動計算書」への修正を求めた。

【指導事項】

1. 勝山市への提出書類について

「管理施設における利用料収入の実績及び管理経費等の収支状況等」の「2. 管理経費等の収支状況等」において、消費税相当額が、748,900 円計上されているが、762,300 円が正しい。これは最終確定前の数値を入力したためである。消費税は決算処理の最終段階で確定するため、会計システムから出力される最終の資料をもとに収支報告書を作成するよう求めた。

2. 電気料の按分について

電気料金の按分について、令和 5 年 1 月以降は自主事業へ全体の 58.8%を、指定管理業務へ全体の 41.2%を計上している。当該按分の割合は、令和 5 年 12 月の割合を利用している。

何らかの基準で按分する必要があるため、基準となる割合について検討するよう求めた。

3. 施設全体の維持管理に関する業務について

「北谷町コミュニティセンター管理運営業務仕様書」の「施設全体の維持管理に関する業務」には、清掃業務が規定されている。館内清掃週 3 回以上、ガラス清掃年 2 回以上、空調設備清掃年 4 回以上と記されているが、これらの清掃を実施した記録が日誌等に記載されていなかった。

仕様書に記載のある清掃については、日時や清掃場所、清掃した人など詳細がわかるように日誌に記録するなど改善するよう求めた。

4. 今後のセンター運営について

北谷町コミュニティセンターは、地域の特徴的な魅力を活かした取組みで、勝山市

の中でも最先端モデルとして運営されているが、過疎債や補助金等を有効に活用し、取組みについてアピールしていただきたい。また、今後は新しい取組み等が期待されると思われる。調査研究や工夫を重ね、地域住民の協力体制を強化し、センター運営に取組むことを求めた。

市担当課は、勝山市のモデルケースとして運営されている当センターについて、適正に運営がなされるよう、よきアドバイザーとして対応に努めることを求めた。

○担当課（勝山市 総務課）

【指導事項】

1. 管理物件について

基本協定書第6条（管理物件）に定める別紙1において、管理施設の名称に「勝山市北谷公民館」と記載されている。現在「北谷公民館」という施設の名称はないため、削除することを求めた。

【所見】

1. 今後のセンター運営について

北谷町コミュニティセンターは、地域の特徴的な魅力を活かした取組みで、勝山市の中でも最先端モデルとして運営されているが、過疎債や補助金等を有効に活用し、取組みについてアピールしていただきたい。また、今後は新しい取組み等が期待されると思われる。調査研究や工夫を重ね、地域住民の協力体制を強化し、センター運営に取組むことを求めた。

市担当課は、勝山市のモデルケースとして運営されている当センターについて、適正に運営がなされるよう、よきアドバイザーとして対応に努めることを求めた。

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査種別 財政援助団体等監査（補助金等交付団体）
2. 監査対象 補助金交付団体 勝山商工会議所
担当課 商工文化課
3. 監査期間 令和7年1月8日～令和7年2月19日
4. 監査対象年度 令和4年度、令和5年度及び令和6年度（一部）
5. 監査対象事項 補助金に係る出納及びその他の事務

6. 監査方法

令和4年度、令和5年度及び令和6年度における勝山市補助金に係る出納その他の事務について、関係法令等に則り適正かつ正確に行われているか、また、事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているかに主眼をおいて実施した。なお、今回の監査は商工文化課の補助金のみとしている。

監査に当たっては、市担当課及び補助金交付団体より関係書類の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、今回の監査は、専門的で効果的な監査を実施するため、公認会計士による専門的知識を得て実施した。

7. 補助金交付状況

（単位：円）

補助金名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商工業振興対策事業補助金	4,000,000	4,000,000	4,000,000
中小企業相談所補助金	900,000	900,000	900,000
まちなか創業活性化支援事業補助金	280,000	280,000	280,000
勝山産業フェア開催事業補助金	3,150,000	3,150,000	3,500,000

※令和6年度は予算額

8. 監査結果

監査の結果、おおむね適正に補助金が執行されていると認められたが、別紙のとおり改善を要するものなどが見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じるとともに、措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

○共通事項（市担当課、勝山商工会議所）

【指導事項】

1. 商工業振興対策事業補助金について

団体への助成金支出があるが、「勝山商工会議所活動事業補助金交付要綱」で認められている補助対象経費は「賃金、報償費、消耗品費、食糧費、印刷費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費」とされており、助成金に該当する項目が記載されていない。

助成金について、補助対象経費とするのであれば、補助要綱に明記することが望ましい。対象とする場合、事業者が助成対象団体から収支報告書を入手するよう指導することを求めた。

2. 補助率50%基準について

勝山市では、補助金については原則事業費の50%程度を基本としている。実際には令和4年度まちなか創業活性化支援事業補助金、令和4年度、5年度勝山産業フェア開催事業補助金において50%を超えている。補助要綱上明記されているわけではないが留意が必要である。

予算の際には、見積書を入手し、予算額と決算額との差が著しく乖離することの無いよう事業を進めることを求めた。

【所見】

1. 永年勤続優良従業員表彰について

令和4年度は100%を令和5年度は50%を補助対象経費としている。補助率を年度によって変更するべきではない。内容としては補助率50%が正しいと判断する。

補助対象経費とすべきかどうかについて、所管課と慎重に検討することを求めた。

2. 産業フェアについて

会場の変更や、市内3中学校の2年生の参加、企業紹介等、創意工夫が見られた。アンケート調査が実施されているが、事業の効果が検証されていない。今後は、効果についての検証を行い、より効果的な事業となるよう取り組むことを求めた。

また、所管課は、情報共有や事業計画への指導など、商工会議所と十分連携することを求めた。

○財政援助団体（勝山商工会議所）

【指摘事項】

1. 補助要件と事業費について

わくわくクラウドファンディング応援事業補助金について、勝山納涼花火大会事業から、「スペシャルスターサイン」の部分を切り出して補助対象事業としている。全体の事業費は5,123,867円となっている。

全体の事業費からどの経費を補助対象部分とするかについて、明確となっている部分とそうではない部分がある。例えばスターサインの打ち上げ費やリターン品としての特別観覧席の設営費用やマルシェクーポンは対象経費として明確であるが、会場警備費用については令和5年度では対象経費となっていたが、令和6年度は対象となっていなかった。当該補助事業には補助要件として「目標金額は、プロジェクト事業費の50%以上とし、

目標金額以上の支援金を調達したプロジェクトであること。」という要件があり、事業費の範囲により補助要件を満たすかどうかが決まるため、事業費の範囲に変動があると問題である。

同じ事業であれば、毎回同じ事業費が対象経費となる必要がある。そもそも、花火大会という事業の一部を補助対象として切り出すことに問題がないかについても検討することを求めた。

2. 会場費について

商工会議所利用時の会場費を補助対象経費としている事業がある。

【対象としている事業】

- ・ 中小企業相談所補助金
- ・ まちなか創業活性化支援事業補助金

商工会議所を利用した場合の会場費を補助対象経費から除くのであれば、取扱いを統一することを求めた。

【指導事項】

1. 予算について

令和5年度わくわくクラウドファンディング応援事業補助金について、予算1,000,000円に対し決算額が1,709,355円となっている。予算決算差額の主な要因は、打上費(予算200,000円、決算額660,000円)と警備費(予算88,000円、決算額371,470円)であった。予算額の見積りが正確となっていない。

わくわくクラウドファンディング応援事業補助金はプロジェクト事業費の50%以上を支援目標とする必要がある、予算金額が補助事業となるかどうかにとって重要となっている。予算の際には、出来る限り見積書を入手するなどして、可能な限り正確な予算とするよう求めた。

【所見】

1. コピー代について

事業によっては商工会議所でのコピー費用を補助対象経費としている。その単価は白黒10円/枚、カラー50円/枚となっている。一方、商工会議所が実際に負担しているカウンタ料金は白黒2円/枚、カラー15円/枚であり、若干請求単価が高い。コピー代について、補助対象経費として計上する場合の単価は実負担額とあわせるよう求めた。